

入院時食事療養費・標準負担額等について

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています

入院時食事療養費の基準額 (1食につき)

	入院時食事療養(Ⅰ)	特別食加算	食堂加算
①②以外の食事療養を行う場合	730円	76円	50円
②流動食のみを提供する場合	665円	なし	

入院時食事療養費の標準負担額 (1食につき)

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)	
一般(下記以外)	一般(下記以外)		550円
		指定難病患者	330円
		小児慢性特定疾病児童	180円
低所得者(住民税非課税)	低所得者Ⅱ(※1)	過去1年間の入院期間が90日以内	270円
		過去1年間の入院期間が90日超	220円
該当なし	低所得者Ⅰ(※2)		130円

※1 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは②老齢福祉年金受給権者



2026年6月1日
一般財団法人芙蓉協会
聖隷沼津病院 病院長